

【資料 5】

手当金の減額について

家畜伝染病予防法により、口蹄疫、豚熱、高病原性鳥インフルエンザ等の患畜又は疑似患畜については、家畜の所有者に対して手当金および特別手当金が交付されます。

一方で、家畜伝染病の発生又はまん延を防止するために必要な措置を講じなかった者等に対しては、手当金及び特別手当金の全部又は一部を交付せず、又は返還させることとされています。

不交付又は返還の対象者は、以下の状況を総合的に勘案して決定されます。

- (1) 飼養衛生管理の状況
- (2) 早期通報の実施状況
- (3) まん延防止への協力等の状況

これまでに豚熱発生農場 36 事例、高病原性鳥インフルエンザ発生農場（R4 年度）35 事例について、手当金及び特別手当金の一部を減額して交付しています。

（減額率 2～24%。※減額率に上限はない。）

これまでの減額事例については以下、農林水産省 HP に掲載しています。

https://www.maff.go.jp/j/syouan/douei/katiku_yobo/kouhukin.html

！主な減額理由

○ 飼養衛生管理基準違反

- ・ 農場立入者を伝票でしか記録しておらず、消毒の実施状況を記録する台帳が設置されていなかった。
- ・ 事務所で靴を交換したが、畜舎まで野外を歩いて移動した後は靴を交換しておらず、畜舎専用の靴となっていなかった。
- ・ 家畜の畜舎間移動前に通路を消毒していなかった。
- ・ 畜舎に重機・一輪車等を持ち込む際、石灰帯による車輪の消毒しかしておらず、消毒が不十分だった。
- ・ 集卵ベルトの畜舎外への開口部に、ネット等が設置されていなかった。

○ 早期通報違反

- ・ 死亡頭数の増加などの異常が確認されたにもかかわらず、家畜保健衛生所への通報が遅延した。

○家畜伝染病予防法

第五十八条（手当金）

国は、次に掲げる動物又は物品の所有者（第十七条の規定により殺すべき旨を命ぜられた家畜については、その命令のあつた時における当該家畜の所有者）に対し、それぞれ当該各号に定める額（当該動物の死体が利用価値を有する場合には、その評価額を当該各号に定める額から差し引いて得た額）を手当金として交付する。ただし、家畜の伝染性疾病的の発生を予防し、又はまん延を防止するために必要な措置を講じなかつた者その他の農林水産省令で定める者に対しては、農林水産省令の定めるところにより、この項本文の規定により交付すべき手当金の全部若しくは一部を交付せず、又はこの項本文の規定により交付した手当金の全部若しくは一部を返還させるものとする。

○家畜伝染病予防法施行規則

第六十条（手当金及び特別手当金の不交付又は返還の対象者）

- 1 当該動物等の所有者の次に掲げる状況等を総合的に勘案して、当該手当金又は当該特別手当金の交付の原因となった疾病（以下「原因疾病」という。）の発生の予防又はまん延の防止のための措置を適切に講じなかつたと認められる者

イ 家畜の飼養に係る衛生管理の状況

ロ 都道府県に対する原因疾病に係る早期の通報の実施状況

ハ 都道府県知事、家畜防疫員又は市町村長が原因疾病のまん延を防止するため講じた措置に対する協力の状況

第六十一条（手当金及び特別手当金の不交付又は返還の方法）

- 4 農林水産大臣は、第二項の減額割合を決定するには、家畜の伝染性疾病的の予防に関し学識経験のある者、畜産業に関し学識経験のある者及び法律に関し学識経験のある者それぞれ一名以上の意見を聴かなければならない。